

第四期 太田市耐震改修促進計画 (案)

令和8年4月

太田市

はじめに

太田市では、「第三期 太田市耐震改修促進計画」において令和3年度から令和7年度末までの5年間を計画期間として、住宅や建築物等に対しそれぞれ耐震化率の目標を定め、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至らなかったことから、さらなる耐震化の推進が必要となっています。

一方で、近年、東日本大震災（平成23年3月）では地震や津波により甚大な被害がもたらされ、熊本地震（平成28年4月）や能登半島地震（令和6年1月）においても多大な犠牲がありました。また、南海トラフ地震や首都直下地震による被害が想定されており、建築物への耐震化に対する緊急性がより一層高まっています。

以上のことから、住宅及び建築物のさらなる耐震化の推進を図るため、国や県の方針及び市内の住宅や建築物の耐震化の現状を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第四期 太田市耐震改修促進計画」を策定しました。

目次

第1章 計画策定の背景	1
1-1 大地震での建物被害の分析	1
1-2 耐震改修促進法の改正	1
1-3 本計画策定の背景	2
第2章 計画概要	3
2-1 計画の目的	3
2-2 計画の期間	3
2-3 計画の位置づけ	3
2-4 対象の建築物	4
第3章 地震環境	6
3-1 群馬県の地震履歴	6
3-2 群馬県で想定される地震	6
3-3 太田市の被害想定	8
第4章 耐震化の現状	9
4-1 住宅の耐震化の現状	9
4-2 特定建築物の耐震化の現状	10
4-3 ブロック塀等の耐震化の現状	11
第5章 耐震化の目標設定	12
5-1 第三期計画の目標達成状況	12
5-2 本計画における耐震化率の目標の設定	12
5-3 住宅の耐震化率の将来見通しと目標	14
5-4 特定建築物の耐震化率の将来見通しと目標	15
5-5 ブロック塀等の目標	15
第6章 建築物の耐震化を促進するための課題	16
6-1 耐震化に関する課題の整理	16
6-2 住宅の耐震化を促進するための施策	19
6-3 特定建築物の耐震化を促進するための施策	23
6-4 ブロック塀等の安全性確保の促進策	25
6-5 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の実施	26
6-6 耐震改修促進法の改正に伴う耐震化の施策	28
6-7 その他総合的な安全対策	28
第7章 建築物の耐震化促進のための体制づくり	30
7-1 市民、行政、事業者の役割分担	30

第1章 計画策定の背景

1-1 大地震での建物被害の分析

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,434人、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊など甚大な被害をもたらしました。このうち、地震による直接的な死者数5,502人の約9割は、住宅や建築物の倒壊などによる圧死が原因とされています。また、新耐震基準※に適合していない耐震性が不十分な建築物を中心に、多くの被害があつたことがわかります。

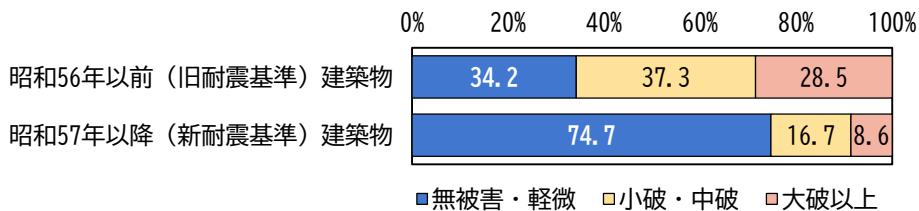
平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震においても、新耐震基準に基づいて建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であったことから、大規模地震による被害の軽減を図るため、耐震性が不十分な建築物の耐震性の向上に取り組む必要があります。

※新耐震基準：昭和56年6月1日に改正された建築基準法に定められた耐震基準を指し、昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準（旧耐震基準）が見直され、大規模な地震に対しても倒壊等の被害を生じさせないことを目標とした基準。

図表1-1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合
家屋・家具等の転倒による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8%
焼死体（火傷死体）及びその疑いがあるもの	550	10.0%
その他	121	2.2%
合計	5,502	100.0%

出典：平成7年度版警察白書



出典：平成7年阪神・淡路大震災 建築震災調査委員会中間報告（平成7年8月）

図表1-2 阪神・淡路大震災の建築年別の建物被害状況

1-2 耐震改修促進法の改正

平成7年10月、計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が公布されました。これは、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、建築物の耐震改修の促進を行うことを目的として制定されたものです。

平成18年の耐震改修促進法の改正により、国は、建築物の耐震化の基本方針として「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の方針」という。）を定め、計画的な耐震化の推進を図るため、都道府県に対し耐震改修促進計画の策定を義務付け、市町村に対しても各都道府県に基づき、計画の策定に努めるよう求めました。

第1章 計画策定の背景

平成25年の改正では、不特定多数の者が利用する建築物等のうち一定規模以上の建築物については耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられ、防災拠点建築物、緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物等については、耐震診断の実施と結果の報告を行うことを義務付けることが可能となりました。

さらに平成30年の施行令改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることが可能となり、建築物へのより一層の安全性向上が求められています。

1-3 本計画策定の背景

本市では、耐震改修促進法第6条に基づき平成20年3月に第一期、平成29年2月に第二期、令和3年3月に第三期の耐震改修促進計画を策定し、新耐震基準の導入以前の耐震性が不十分な建築物の耐震性の向上に取り組んできました。

近年、東日本大震災や熊本地震など、全国各地で大規模地震が頻発していることや、南海トラフ地震や首都直下地震の発生による被害が想定される中、切迫する地震発生リスクに対応し、より一層の建築物の耐震化に取り組むため、本計画を策定します。

図表1-3 本計画策定に係る経緯

年月	内容	備考
平成7年1月	阪神・淡路大震災	
平成7年10月	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）公布	
平成18年1月	建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）公表	住宅及び建築物の耐震化率90%を目標（平成27年）
平成18年6月	耐震改修促進法改正	耐震改修促進計画策定による計画的な耐震化推進
平成19年1月	群馬県耐震改修促進計画策定	（計画期間 平成18年度～平成27年度）
平成20年3月	第一期太田市耐震改修促進計画策定	（計画期間 平成19年度～平成27年度）
平成23年3月	東日本大震災	
平成24年7月	防災対策推進検討会議最終報告（中央防災会議）	21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模地震発生の懸念提示
平成25年10月	国の基本方針改正	住宅の耐震化率95%を目標（令和2年）
平成25年11月	耐震改修促進法改正	一定規模以上の建築物の耐震診断の義務化など
平成28年4月	熊本地震	
平成28年11月	群馬県耐震改修促進計画（2016～2020）策定	（計画期間 平成28年度～平成32年度）
平成29年2月	第二期太田市耐震改修促進計画策定	（計画期間 平成28年度～平成32年度）
平成30年6月	大阪府北部地震	ブロック塀の倒壊による事故の発生
平成30年11月	耐震改修促進法施行令改正	耐震診断義務付け対象の沿道建築物にブロック塀等追加
平成30年12月	国の基本方針改正	耐震診断義務付け対象建築物については、耐震性の不足するものを概ね解消（令和7年）の目標設定
令和元年5月	南海トラフ地震防災対策基本計画（中央防災会議）	住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震性が不足しているものを概ね解消を目標（令和7年）
令和3年4月	群馬県耐震改修促進計画（2021～2025）策定	（計画期間 令和3年度～令和7年度）
令和3年4月	第三期太田市耐震改修促進計画策定	（計画期間 令和3年度～令和7年度）
令和6年1月	令和6年能登半島地震	
令和8年4月	群馬県耐震改修促進計画（2026～2030）策定	（計画期間 令和8年度～令和12年度）
令和8年4月	第四期太田市耐震改修促進計画策定	（計画期間 令和8年度～令和12年度）

第2章 計画概要

2-1 計画の目的

本計画は地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守ることを目的とし、国や県の方針及び市内の住宅や建築物の耐震化の現状を踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

2-2 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

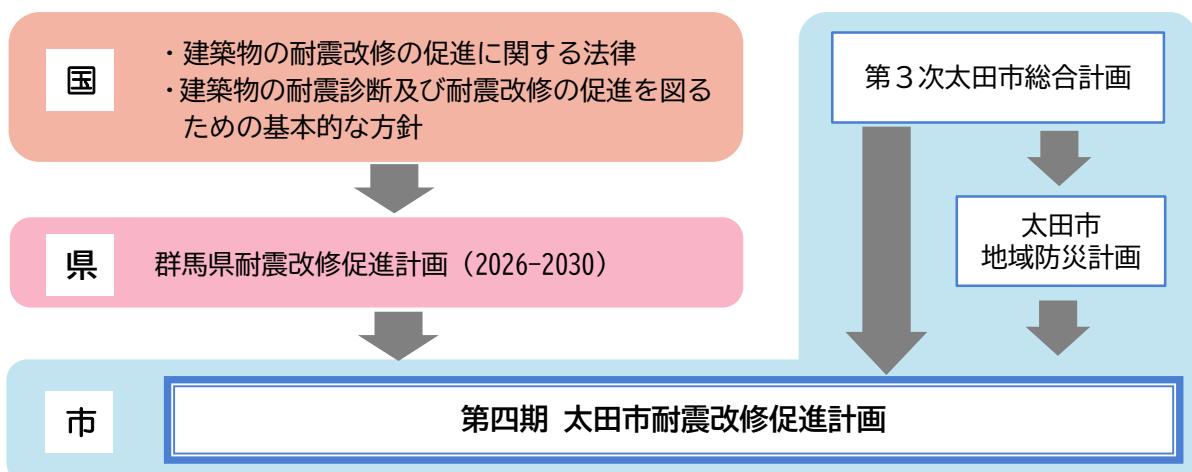
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえ、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直します。

2-3 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（令和7年5月改正施行）」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月最終改正）」、「群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）」に基づき、太田市における建築物の耐震化の促進を図るための計画として、本計画を位置づけます。

また、「第3次太田市総合計画（令和7年3月）」や「太田市地域防災計画※」などの関連する計画との整合性を図ります。

※地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害にかかる事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。



図表2-1 計画の位置づけ

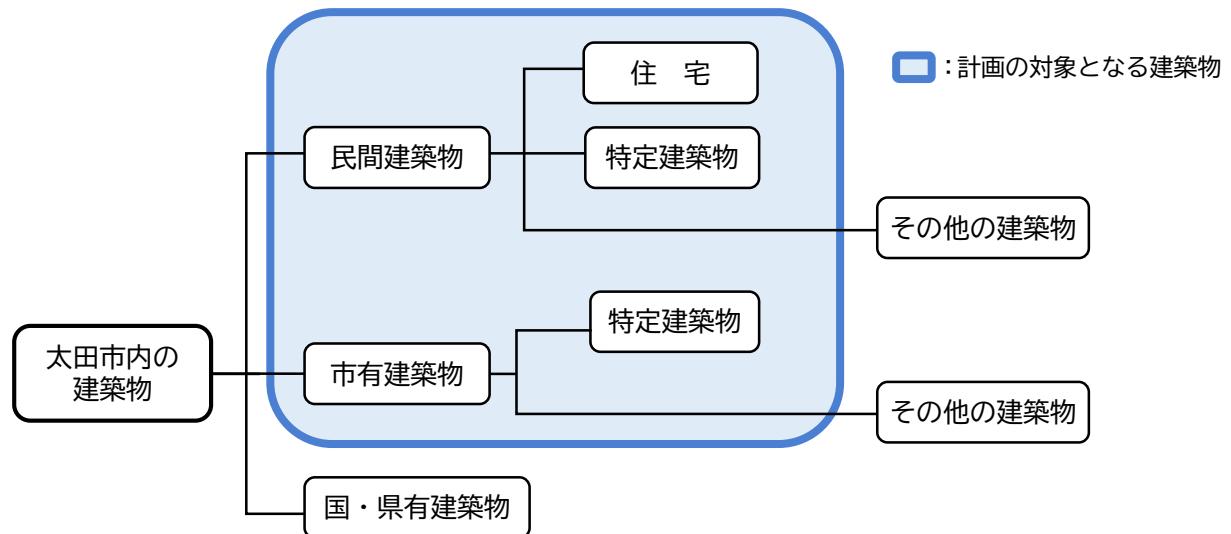
2-4 対象の建築物

本計画において対象とする建築物を以下に示します。

建築物の用途や規模から、住宅、特定建築物、その他の建築物に分類し、住宅及び特定建築物を計画の対象建築物とします（図表2-2）。特定建築物とは、耐震改修促進法で定められた用途と規模に該当する建築物のことを指します（図表2-3）。

対象となる建築物のうち、現行の建築基準法等の耐震関係規定^{*}に適合していない昭和56年以前に建築された建築物を、旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物）とみなし、耐震性を確保する必要がある建築物として取り扱い、耐震化を促進します。なお、本計画では旧耐震基準の建築物であっても耐震診断により耐震性があると確認されたもの、耐震改修により耐震性を確保したものは、耐震性がある建築物として取り扱います。

^{*}耐震関係規定：地震に対する安全性に係る建築基準法や、それに基づく命令あるいは条例の規定。



図表2-2 対象の建築物の分類

図表2-3 耐震化を促進する特定建築物の分類

種別	内容
特定既存 耐震不適格 建築物	多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条1号)
	危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物 (耐震改修促進法第14条2号)
	地震発生時に通行を確保すべき 道路沿道の建築物 (耐震改修促進法第14条3号)
耐震診断 義務付け 対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物 (耐震改修促進法附則第3条第1項)
	要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進法第7条)

※1：耐震診断義務付け対象建築物としての避難路沿道建築物は、耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であり、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）を指す。

※2：防災拠点である建築物は、耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物を指す。

第3章 地震環境

3-1 群馬県の地震履歴

群馬県で過去に経験した主な地震被害を以下に示します。

県内を震源とする地震被害は少ないですが、昭和6年に発生した西埼玉地震では死者5人の被害が発生しています。また、平成23年の東日本大震災では、死者1人の他、住家一部損壊が17,246棟も発生しています。

最近では平成30年6月17日に県内を震源とする最大震度5弱の地震が発生しました。

図表3-1 県内の過去の被害地震

年月日	地震名（震源）	規模（M）	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正5年)	(浅間山麓)	6.2	3：前橋	家屋全壊7戸、半壊3戸一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12年)	関東大地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋	負傷者9人、家屋全壊49戸半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋	死者5人、負傷者55人 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7.5	4：前橋	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.5	5弱：板倉 4：沼田、片品、桐生	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16年)	平成16年（2004年） 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品、高崎、渋川	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成23年)	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖 地震（三陸沖）	9.0	6弱：桐生 5強：沼田、前橋、高崎、桐生、太田、 渋川、明和、千代田、大泉町、邑楽	死者1名、負傷者42名住家半壊7棟 住家一部破損17,679棟
2014. 9. 16 (平成26年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：前橋、伊勢崎、太田、千代田、大泉、 邑楽、みどり	負傷者5人 住家一部破損689棟
2018. 6. 17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川 4：沼田、東吾妻、前橋、桐生、伊勢崎、 渋川、吉岡	住家一部破損4棟

出典：群馬県地域防災計画（令和7年3月）

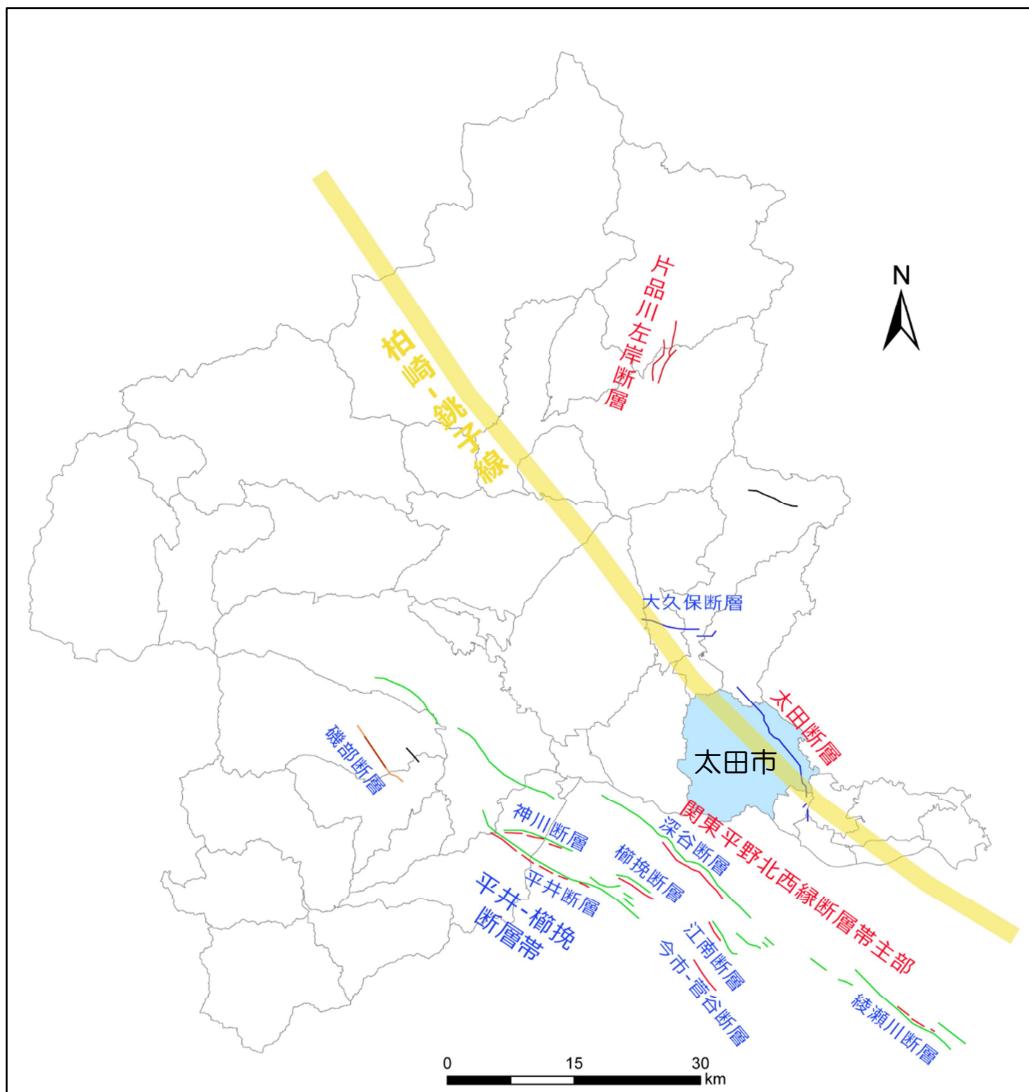
3-2 群馬県で想定される地震

群馬県がまとめた「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」では、県内に大きな被害を与える可能性のある3つの地震として、首都直下地震に想定されている「関東平野北西縁断層帯主部」による地震の他、「太田断層」、「片品川左岸断層」による地震の被害想定が行われています。

また、フォッサマグナ^{※1}の東縁とされる「柏崎-銚子構造線^{※2}」が群馬県の南北を貫いています。このために新潟県中越地震（平成16年10月）では大きな余震が発生したと考えられていることから、構造線上で発生する地震に対しても注意が必要であるとしています。

※1：古い地層でできたU字溝のような地質学的な溝に、新しい地層が溜まっている地帯。

※2：地殻変動により生じた大規模な断層帯を指し、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成ることが多いとされているが、これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。



図表3-2 想定地震の想定断層(帯)の地表分布図

出典：群馬県地震被害想定調査（平成 24 年 6 月）

図表3-3 群馬県内の想定地震の概要

想定される地震		①太田断層による地震	②関東平野北西縁断層帯主部による地震	③片品川左岸断層による地震
概要	規模 (M)	7.1	8.1	7.0
	タイプ	活断層 (熊原・近藤(2009)による)	活断層 (地震調査研究推進本部(2005)による)	活断層 (新編日本の活断層(1991)及び活断層デジタルマップ(2002)による)
	震度分布	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の拠点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がる。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。
	発生確率	不明	今後30年以内の発生確率0～0.008%程度 (2012年1月1日算定)	不明

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

3-3 太田市の被害想定

群馬県地震被害想定調査において本市に最も大きい影響を及ぼすのは、「太田断層」による地震です。この地震の揺れと液状化による本市の人的被害は、季節や発生時間帯により異なりますが、最も被害が大きい条件下（冬の5時（風速9m/秒））では、死者754人、負傷者3,618人、建物被害は、全建物で113,986棟のうち、全壊14,555棟で全壊率12.77%、半壊24,073棟で半壊率21.12%と想定されています。

図表3-4 太田断層による地震被害想定結果（太田市内）

対象区分*		冬の5時 (風速9m/秒)	夏の12時 (風速7m/秒)	冬の18時 (風速9m/秒)
人的被害 (人)	死者数	754	678	716
	負傷者数	3,618	3,143	3,254
	合計（死傷者数）	4,372	3,822	3,970
	避難者数	—	—	92,712
	帰宅困難者数	—	—	29,613
建物被害 (棟)	全壊棟数	14,555		
	半壊棟数	24,073		
	合計	38,628		
	焼失棟数	435	907	3,462

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）より本市分を抽出整理

*対象区分：死傷者数：建物被害、屋内転倒、屋外通行、土砂災害、火災による被害者数

避難者数：建物被害、断水による避難者数

帰宅困難者数：鉄道不通による帰宅困難者数

全壊棟数・半壊棟数：揺れ、液状化による建物被害棟数

全壊：住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの

半壊：住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの

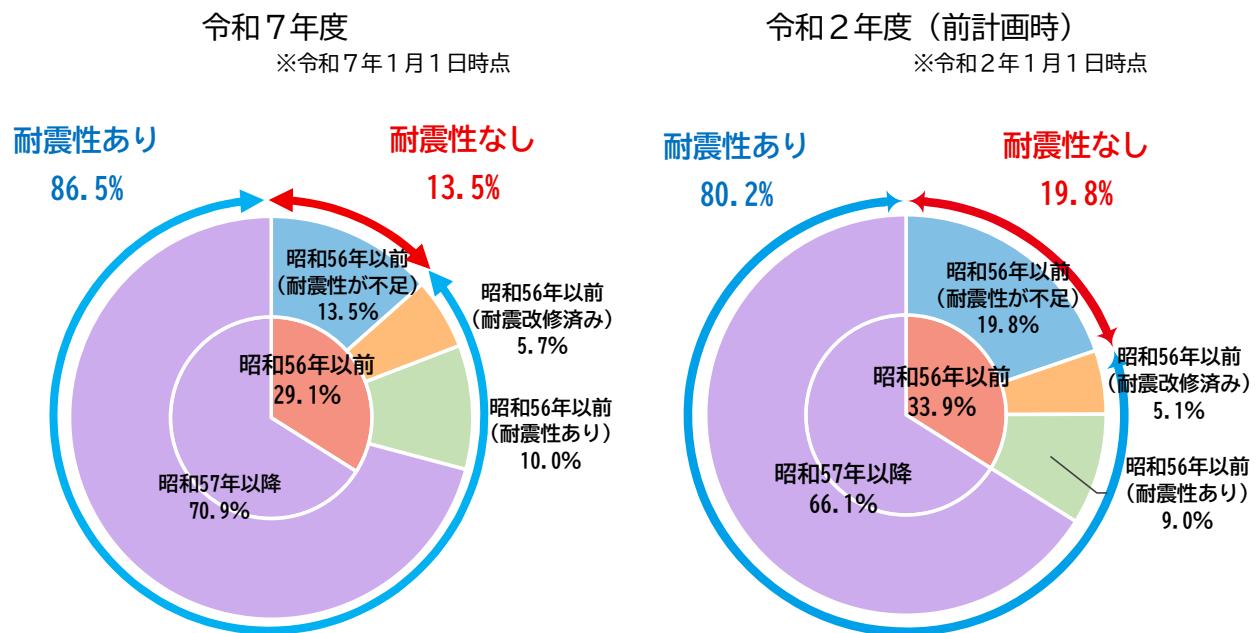
第4章 耐震化の現状

4-1 住宅の耐震化の現状

令和7年度の住宅の耐震化率※は、86.5%となっています。

令和2年度時点の耐震化率（80.2%）より進歩していますが、第三期計画で定めた目標値（95%）には未達成となっています。分類別の内訳をみると、共同住宅のほとんどが耐震性を有しているのに対し、戸建て住宅の耐震化率が低くなっていることがわかります。

※耐震化率：全ての建築物のうち、建築基準法の耐震基準に適合する建築物の割合。本計画では、昭和57年以降に建築されたもの、昭和56年以前に建築されたもののうち、建築当初から耐震性を保有していると思われるもの（推計値）、耐震診断により耐震性があると確認されたもの、耐震改修により耐震性が確保されたもの（住宅においては一部推計値）を、耐震性がある建築物として取り扱う。



図表4-1 住宅の耐震化率（令和7年度・令和2年度）

図表4-2 令和7年度における住宅の耐震化率と分類内訳

（単位：戸）

種別	全戸数	昭和57年 以降建築	昭和56年以前建築			耐震性あり	耐震化率
			耐震性あり	耐震改修済	耐震性が不足		
戸建て住宅	74,968	52,050	7,792	4,526	10,600	64,368	85.9%
共同住宅	4,097	3,971	78	0	48	4,049	98.8%
住宅合計	79,065	56,021	7,870	4,526	10,648	68,417	86.5%

補足1) 住宅用途は、固定資産税データより抽出

補足2) 国の算出方法を準用して、令和5年住宅・土地統計調査における結果を基づき算出

4-2 特定建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の規模要件に該当する建築物の耐震化率は94.4%となっています。目標値（95.0%）の達成には、もう一步でした。

市有建築物、民間建築物の所有者別の内訳は、下表に示すとおりです。

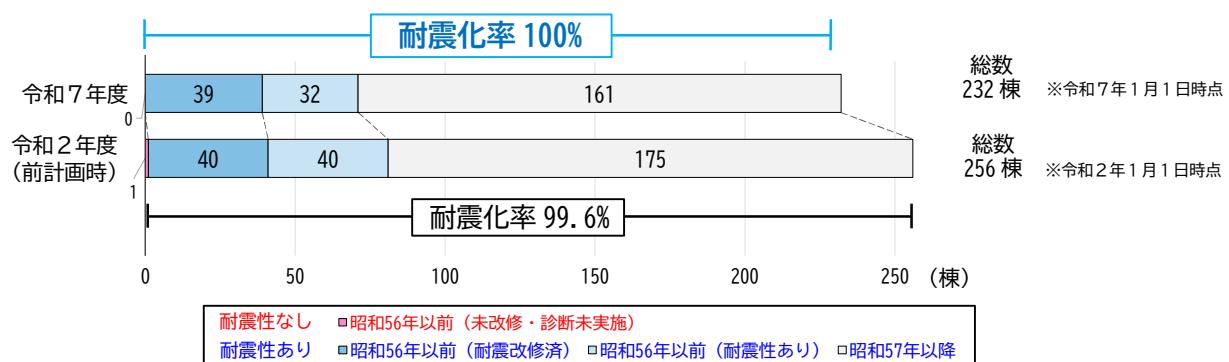
図表4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率（令和7年度・令和2年度）

(単位：棟)

種別	令和7年度			令和2年度			
	総数	耐震性 あり	耐震化率	総数	耐震性 あり	耐震化率	
多数の者 が利用する 建築物	市有建築物	232	232	100.0%	256	255	99.6%
	民間建築物	317	286	90.2%	285	253	88.7%
	市有・民間計	549	518	94.4%	541	508	93.9%

①市有建築物

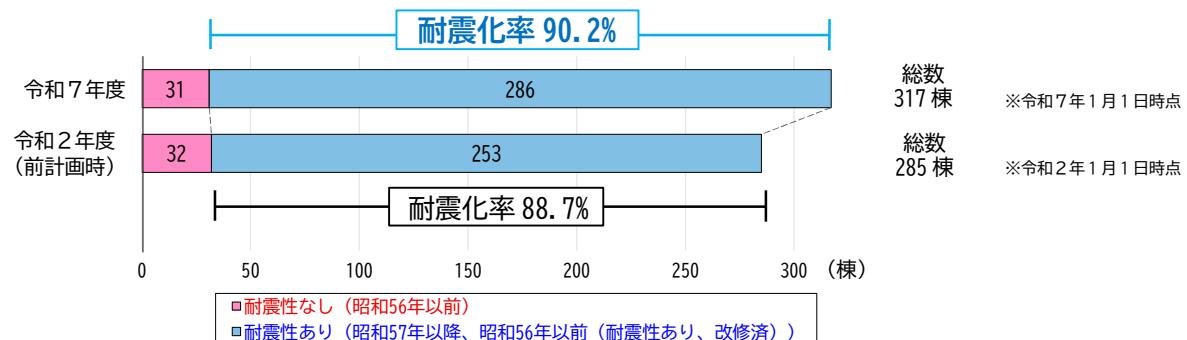
多数の者が利用する建築物に該当する市有建築物の耐震化率は100.0%となっています。



図表4-4 市有建築物の耐震化率（令和7年度・令和2年度）

②民間建築物

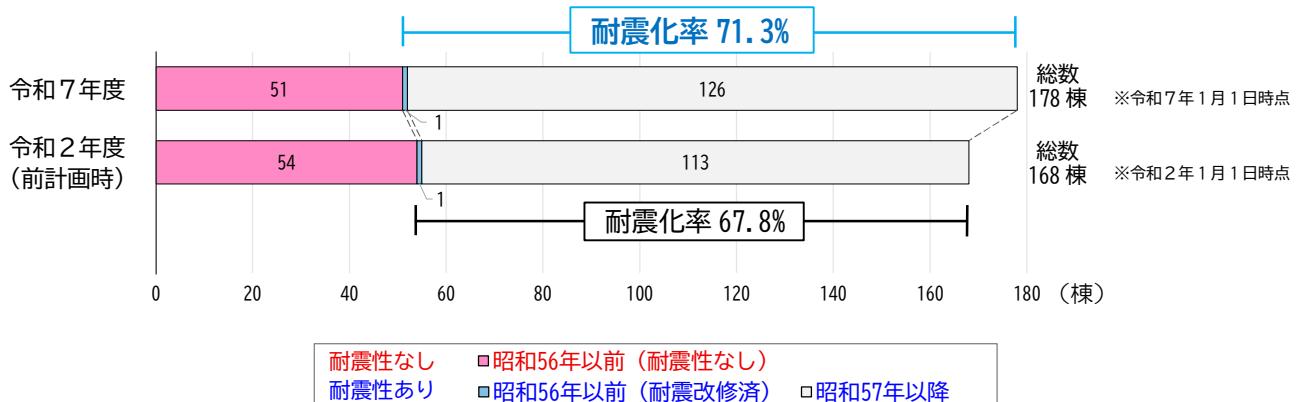
多数の者が利用する建築物に該当する民間建築物の耐震化率は90.2%となっています。



図表4-5 民間建築物の耐震化率（令和7年度・令和2年度）

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物等（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物等の耐震化率は 71.3% です。



図表4－6 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物等の耐震化率
(令和7年度・令和2年度)

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

①要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項）

平成25年11月に施行された耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断結果を所管行政庁に報告することが義務づけられました。

太田市内で要緊急安全確認大規模建築物の要件に該当し、耐震性が確保されていない建築物は、1棟（民間建築物）存在しています（令和7年1月1日時点）。

②要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

要安全確認計画記載建築物は、避難路沿道建築物と防災拠点である建築物から構成されます。群馬県では、群馬県地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路沿道のうち、特に重要な路線の避難路沿道建築物と、防災拠点である建築物について、耐震診断を義務付けています。現在のところ、市内に該当する建築物はありません（令和7年1月1日時点）。

4-3 ブロック塀等の耐震化の現状

平成30年の大阪府北部地震における倒壊事故の発生によりブロック塀等の安全確保対策が急務となっています。市有建築物に含まれるブロック塀等に対する安全対策は完了していますが、住宅や民間建築物の避難路沿いのブロック塀等に対しては、安全確保の状況について現状の把握に努める必要があります。

第5章 耐震化の目標設定

5-1 第三期計画の目標達成状況

第三期計画（令和3年度）で設定した目標の達成状況を以下に示します。

令和7年度の住宅の耐震化率は86.5%に留まっており、目標の95%の達成には約6,700棟不足する結果となりました。多数の者が利用する建築物については、94.4%となっており、目標の95%にもう一歩で達成しない結果となりました。

図表5-1 第三期計画の耐震化率目標達成状況

種別	推移		第三期計画での目標値
	令和2年度	令和7年度	
住宅	80.2%	86.5%	95%
多数の者が利用する建築物	市有・民間計 93.9%	94.4%	95%

5-2 本計画における耐震化率の目標の設定

（1）国及び県の住宅・建築物の耐震化率の目標の設定

国の基本方針では、国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（令和2年5月）においては、住宅の耐震化率を令和7年までに95%とし、令和12年までに耐震性が不十分なものを概ね解消とすることや、特定建築物の調査対象を耐震診断義務付け対象建築物に絞り、令和7年までに耐震性が不十分なものを概ね解消とすることがとりまとめられました。

その後、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示案について」（令和7年4月）では、2030(R12)年での目標達成は難しい状況であることから、住宅に関する目標は、2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消すること、建築物に関する目標は、要緊急安全確認大規模建築物について、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することとしています。

図表5-2 国の耐震化率の目標

項目	国の耐震化率の目標	
住宅の耐震化率	令和2年時点目標	2030(R7)年までに耐震化率95%を達成し、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
	令和7年時点目標	2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	令和2年時点目標	耐震診断義務付け対象建築物について、2025(R7)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
	令和7年時点目標	要緊急安全確認大規模建築物※について、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消※不特定多数の者が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）

※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示案について

「群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）」においても、県の現状を踏まえて、以下の様に目標を見直しています。（目標数値は変更になる可能性あり）

図表5-3 県の耐震化率の目標

項目	群馬県の耐震化率の目標 (令和7年度末)	群馬県の耐震化率の目標 (令和12年度末)
住宅の耐震化率	95%	95%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	95%	耐震性が不十分なものを解消するために引き続き耐震化を促進する
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	95%	95%

※群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）

（2）太田市における耐震化率の目標の設定

本市では、第三期計画において設定した目標値（令和7年度までに住宅 95%、多数の者が利用する建築物 95%）に未達である状況や、国・県の耐震化率の目標を踏まえ、令和12年度までの耐震化率の目標を以下のように設定します。

図表5-4 太田市の耐震化率の目標と国・県の目標との比較

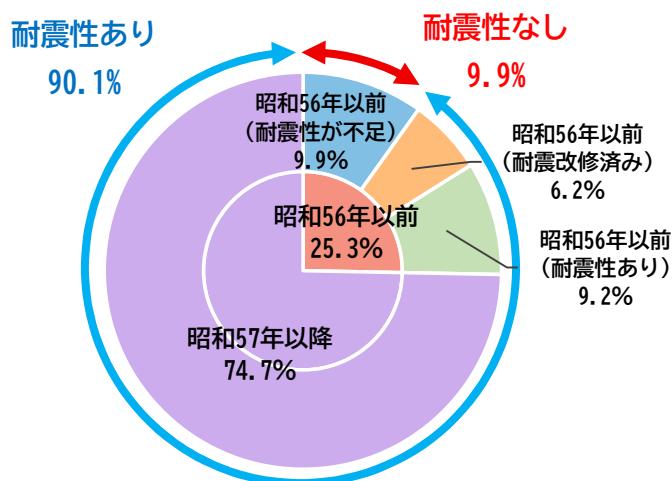
項目	太田市の 耐震化率の目標 (令和12年度)	群馬県の 耐震化率の目標 (令和12年度末)	国の 耐震化率の目標
住宅の耐震化率	95%	95%	概ね解消 (令和17年)
多数の者が利用する建築物の耐震化率 (市有建築物・民間建築物)	概ね解消	耐震性が不十分なものを解消するために引き続き耐震化を促進する	—
耐震診断義務付け対象建築物 の耐震化率	概ね解消	95%	概ね解消 (令和12年)

図表5-5 太田市の耐震化率の目標の推移

項目	第一期計画 の目標 (平成27年度)	第二期計画 の目標 (令和2年度)	第三期計画 の目標 (令和7年度)	第四期計画 の目標 (令和12年度)
住宅の耐震化率	85%	85%	95%	95%
多数の者が利用する建築物の 耐震化率 (市有建築物・民間建築物)	90%	95%	95%	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物 の耐震化率	—	—	概ね解消	概ね解消

5-3 住宅の耐震化率の将来見通しと目標

住宅の耐震化率は、令和2年度の80.2%から、令和7年度には86.5%に進捗しています。これまでの進捗状況を踏まえると、令和12年度には90.1%に達する見込み（自然更新）です。これらを踏まえて、耐震化率の目標設定を95%に設定します。この目標を達成するためには、自然更新に加えて、施策誘導による耐震化の促進が必要になります。

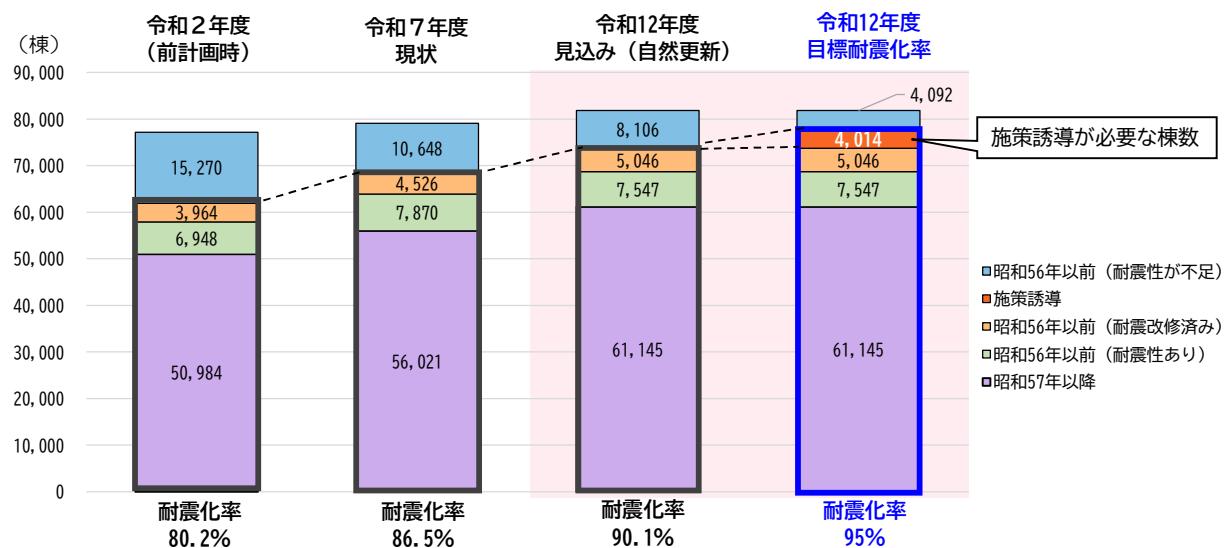


図表5-6 令和12年度における住宅の耐震化率の見込み（自然更新）

図表5-7 令和12年度における住宅の耐震化率と分類内訳

(単位：棟)

種別	全戸数	昭和57年以降建築	昭和56年以前建築			耐震性あり	耐震化率
			耐震性あり	耐震改修済	耐震性が不足		
戸建て住宅	77,593	56,984	7,496	5,046	8,067	69,526	89.6%
共同住宅	4,251	4,161	51	0	39	4,212	99.1%
住宅合計	81,844	61,145	7,547	5,046	8,106	73,738	90.1%



図表5-8 住宅の耐震化率の推移と目標

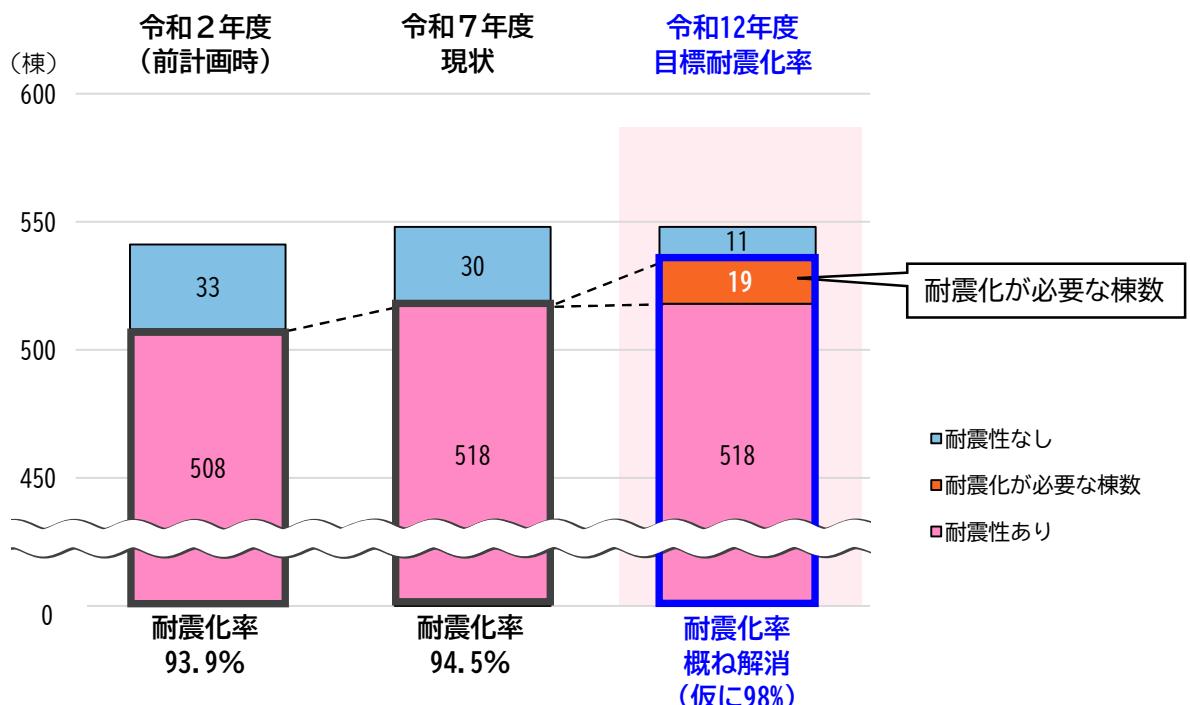
5-4 特定建築物の耐震化率の将来見通しと目標

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の規模要件に該当し、耐震性が確保されていない建築物は、30棟（市有建築物：0棟、民間建築物：30棟）となっています（令和7年1月1日時点）。

第三期計画において、多数の者が利用する建築物の全体の耐震化率は、目標値の95%をほぼ達成していることを踏まえ、目標を概ね解消とします。

概ね解消の数値を仮に98%と想定し、目標を達成するために耐震化が必要な棟数は19棟（民間建築物19棟）となります。（なお、総棟数を想定することは難しいことから令和7年度の現状の建築物が令和12年度まで存続し総棟数は変化しないものとします。）



図表5-9 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

太田市内で、耐震診断義務付け対象建築物は、1棟（要緊急安全確認大規模建築物）存在しています。また、要安全確認計画記載建築物に該当する建築物はありません。このように、対象棟数が少数であることを踏まえて、耐震化の目標を概ね解消と設定します。

この目標を達成するため、1棟の耐震化を促進します。また、今後において対象建築物を新たに指定した場合には、必要に応じて目標の見直しを実施します。

5-5 ブロック塀等の目標

現状を踏まえ、避難路沿いの住宅・民間建築物のブロック塀等の安全確保に関する状況について、現状の把握に取り組みます。

第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

6-1 耐震化に関する課題の整理と基本的な取り組み方針

耐震化促進への取り組みにおいては、住宅・建築物の所有者等が自らの生命や財産を守ることが重要であり、耐震に対する意識を高めることや、耐震化の補助支援の活用について普及啓発を実施する等、積極的に働きかける必要があります。

効果的な支援を実施するため、建築物の区別別に課題とそれに対応する基本的な取り組み方針を示し、市民自らが耐震化に取り組むことが可能となるような施策に取り組みます。

旧耐震基準の木造戸建て住宅の所有者の耐震化に対する意識を把握することを目的として、令和7年度に群馬県によって実施された「住まいの耐震アンケート」（不特定の県内在住者568人）、「建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート」（多数の者が利用する既存耐震不適格建築物の所有者等388人）、「ブロック塀撤去の補修事業に関するアンケート」（ブロック塀を撤去した人360人）から耐震化に関する課題を整理します。

（1）住宅

課題①：耐震化にかかる費用負担の軽減

方針①：耐震診断・耐震改修の補助事業の実施

アンケートでは、「旧耐震に住んでいる方は、定年後の高齢者が多く、助成があっても多額の費用が掛かる耐震改修は難しいと思う。」などの意見が挙がっており、補助制度の実施により耐震診断・耐震改修に関する費用負担を軽減します。

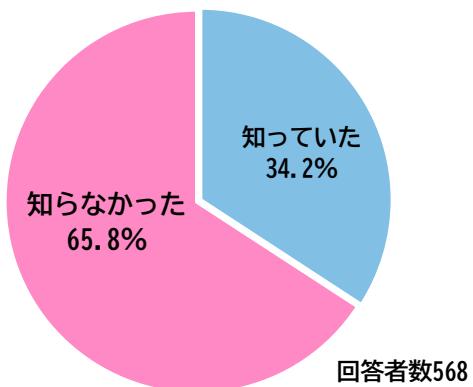
課題②：耐震化に関する情報の認知度不足

方針②：所有者やその家族に向けた普及啓発

アンケートでは、昭和56年以前の木造住宅において無料の耐震診断が受けられるのを知らない人が約66%となっています。また、離れて暮らす家族等に耐震化・減災化を進めてみたいと思わない人が25.9%と、比較的多くいます。

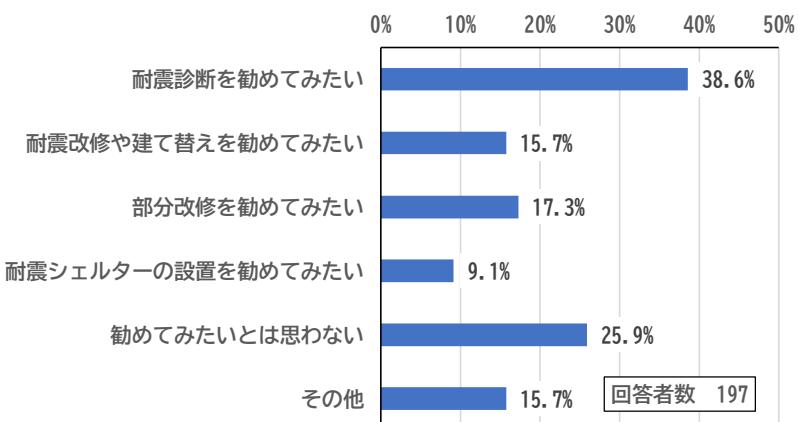
無料の耐震診断の情報が十分に行き渡っていない状況であること、旧耐震に住んでいる方は、定年後の高齢者が多く、その方の子どもが耐震化への申請を行うことが多いことから、耐震診断・耐震改修の補助制度に関する普及支援を所有者だけではなく、その家族など幅広い世代に向けて積極的におこない、耐震診断・耐震改修の実施拡大につなげます。

- 1981年（昭和56年）5月以前に着工した木造住宅は、お住まいの市町村で無料の耐震診断を受けられることを知っていたか



出典：住まいの耐震アンケート結果（群馬県）

- 離れて暮らす家族等に耐震化・減災化を勧めてみたいと思うか。（複数選択可）



出典：住まいの耐震アンケート結果（群馬県）

（2）特定建築物（多数の者が利用する建築物）

課題：耐震化状況が不明である民間建築物が多い

方針：民間建築物の耐震診断による耐震化状況の把握と耐震化の促進

民間建築物は耐震化状況が不明な建物が多数を占めていることから、所有者に対し耐震改修促進法に基づく指導や助言を実施し、全ての旧耐震基準の建築物に対し耐震診断を働きかけ、耐震化の状況の把握に努めます。また耐震診断の結果から、耐震に対する意識の向上や必要に応じて耐震改修につなげるよう取り組みます。

(3) ブロック塀等

課題①：補助制度の認知度が低い

方針①：所有者に対する倒壊の危険性についての普及啓発や補助制度の周知

アンケートでは、「補助金制度を知らなかった。」「近所にはまだ危険なブロック塀があるので、行政がより積極的に周知した方がいい。」などの意見が挙がっており、ブロック塀等撤去補助制度についての認知がまだ不足しているため、ブロック塀等の倒壊の危険性の普及啓発や補助金制度について広報誌やホームページなどを通じて認知度向上につなげます。

課題②：危険なブロック塀等の実態の把握が難しい

方針②：通学路安全推進会議※等と連携したブロック塀等の安全性の状況把握

道路沿いの既存ブロック塀等は広範囲に存在し、実態の把握が進んでいないことから、安全性の状況を速やかに把握するため、市内のブロック塀等について、通学路を中心に関係機関と連携して安全性の把握に努めます。

※通学路安全推進会議：登下校時の児童生徒の安全確保を最優先課題ととらえ、危険箇所調査、対策等の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携を図るために設置されたもの。

6-2 住宅の耐震化を促進するための施策

(1) 太田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

本計画に定めた目標の達成に向け、毎年度住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とし、太田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを実施します。

【財政的支援】

①住宅の耐震診断者派遣の実施

旧耐震基準によって建築された木造の戸建て住宅を対象に、耐震診断^{※1}（一般診断）の受診を希望される所有者に耐震診断者の派遣を行っています。

※1 耐震診断：建物について、建築士により建築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の仕様などを調査し、上部構造評点^{※2}により地震に対する強さを総合的に診断することを耐震診断というが、そのうち一般診断は、耐震改修などの必要性の判定を目的として、原則、内装材や外装材を剥がさずに行う診断方法。

※2 上部構造評点：木造住宅の基礎より上の壁や柱などの構造の耐震性能を示す指標で、0.7未満：倒壊する可能性が高い、0.7～1.0未満：倒壊する可能性がある、1.0～1.5未満：一応倒壊しない、1.5以上：倒壊しない、となっている。

図表6-3 太田市木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象
【対象住宅】
<ul style="list-style-type: none"> (1) 昭和56年5月31日までに建築又は着工された戸建て木造住宅と併用住宅 (住宅部分の床面積が1/2以上のもの) (2) 平屋建て又は2階建てのもの (3) 在来工法、伝統的工法及び枠組壁工法によるもの
【対象者】
<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象住宅を自己又は3親等以内の親族が所有する方 (2) 世帯員全員が市税等を滞納していない方
自己負担額
耐震診断者の交通費（1千円） (※建物図面がない場合は追加調査費として別途1万円が必要)

②住宅の耐震改修費補助の実施

耐震改修が必要な木造住宅を対象に、以下の4つの区分に対して補助を行っています。

図表6-4 太田市木造住宅耐震改修補助事業の概要

改修区分	内容
A. 全部改修	上部構造評点が1.0以上となるよう対象住宅の全てを改修すること
	補助金額：限度額100万円（改修費用の4/5以内）
B. 耐震シェルター等設置	部屋の一部の耐震性能を確保するもの（耐震シェルター、防災ベッド等）を設置すること
	補助金額：限度額60万円（改修費用の1/2以内）
補助対象	
【対象住宅】	
(1) 昭和56年5月31日までに建築又は着工された戸建て木造住宅と併用住宅 (2) 上部構造評点が1.0未満と診断されたもの	
【対象者】	
(1) 対象住宅を自己又は3親等以内の親族が所有する方 (2) 世帯員全員が市税等を滞納していない方	

③減災化の促進

住宅の耐震改修は、所有者への費用負担が大きく、耐震診断を実施しても、耐震改修工事の実施までには進まない状況があります。耐震化による住宅の安全性の確保が困難であっても、地震の被害から命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」という考えも重要です。そのため、太田市では、耐震シェルター等の設置といった住宅の「減災化」を目的とした施策も、耐震化と同様に、所有者のニーズを踏まえて促進します。



図表6-5 耐震シェルター

出典：安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介（東京都都市整備局）

④補助金の代理受領制度の導入

所有者の耐震化に係る費用の準備金の軽減を図るため、市では補助金の代理受領制度を令和4年度から導入しています。代理受領制度とは、所有者に代わり建築士・施工者が補助金を受領することができる制度のことです。所有者は工事費等から補助金を差し引いた金額のみを用意し、補助金は市が施工者等に直接支払うことになるので、申請者の負担が軽減され、耐震改修工事に取り組みやすくなります。

【普及啓発等援】

①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

旧耐震基準の住宅所有者に対し、耐震化の必要性を記載したダイレクトメール等を送付して、対象住宅所有者へ直接的な耐震化の促進を実施します。

②耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された場合、診断者（建築士）が診断結果を説明するとともに、「耐震改修の必要性、工事のイメージ、工事費の目安、改修事業者リスト及び補助制度」を説明する訪問相談を実施します。また、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して改めて耐震化を働きかける取り組みを実施します。

③改修事業者の技術力向上と情報公開

本市で耐震診断及び耐震改修を行う事業者には、県と共同実施する「木造住宅診断技術者養成講習会」や、耐震改修工事を行う事業者には、市が県と共同で実施する耐震講習会等を通じて、技術力の向上を図ります。また、耐震改修を検討する住宅所有者が施工者を見つけやすいように、講習会の修了者のリストの公表を行います。

④一般住民への周知普及

ホームページや広報誌、市公式LINEなどSNSを活用し、家庭でできる耐震対策や、耐震シェルター等による住宅の減災対策、市が実施する耐震改修に関する補助制度や国の特例措置※など、耐震診断及び耐震改修に関する情報公開・提供に努めます。

また、パンフレットを配布し、耐震化の必要性について周知を図ります。

※特例措置：全部改修等の所定の要件を満たす住宅・建築物の耐震改修を行った場合には、所得税や固定資産税等控除の特例措置がある。

⑤低コスト耐震改修の普及の検討

所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や天井や床を解体せずに耐震改修が可能な安価な工法など、低コストに耐震改修が行える方法の普及について検討します。

(2) その他耐震化を促進する施策

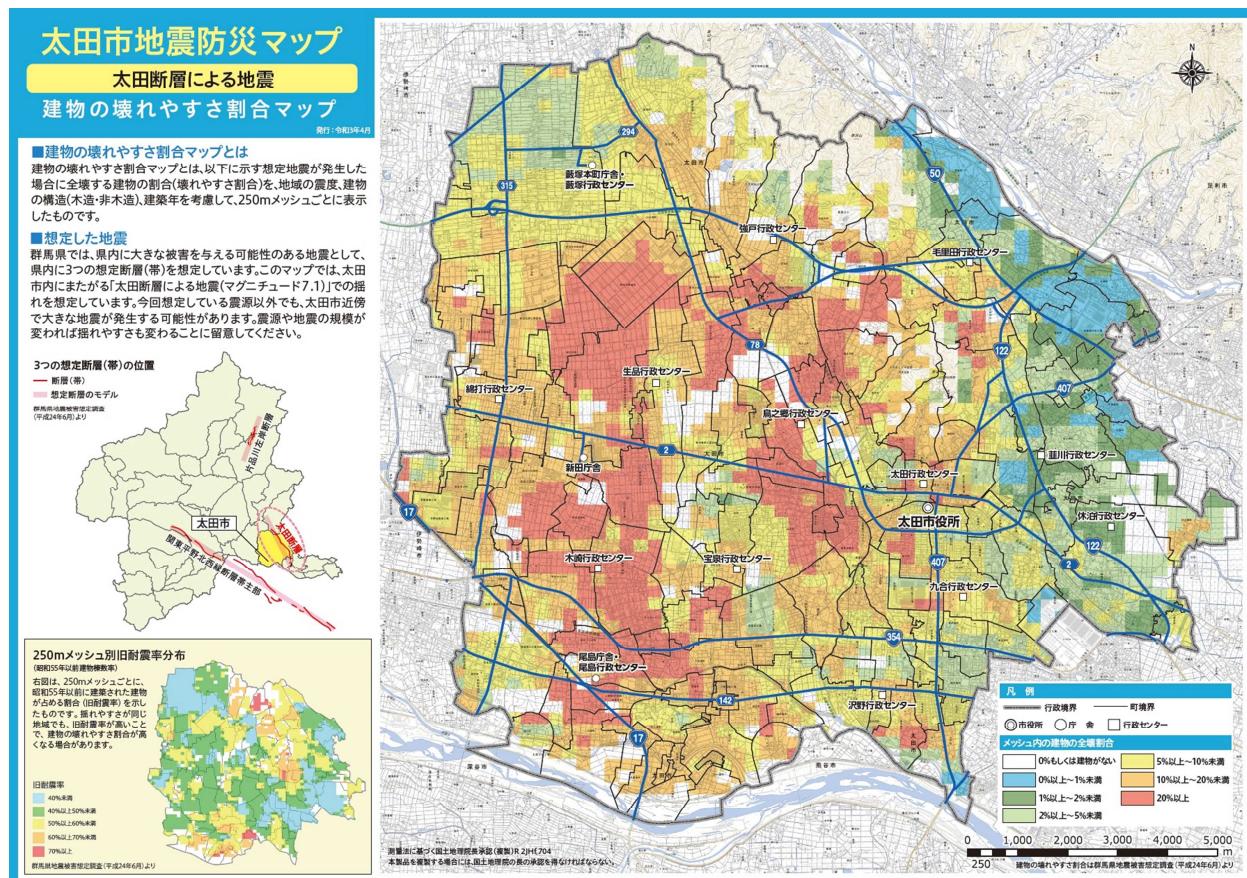
①住宅の耐震化に関わる相談体制の充実

市役所・建築指導課の窓口において、市民からの住宅耐震化に関する相談に応じます。技術的な相談については、群馬県建築士事務所協会太田支部と連携し、耐震化の指導・助言を行います。県が実施している木造住宅の耐震化に関する講習会と連携し、市民向けの相談会を開催し、耐震診断及び耐震改修に対する理解を広めていきます。

②地震防災マップの更新・配布による啓発及び知識の普及

「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」では、太田断層による被害想定が行われており、本市に大きな被害が発生することが予測されています（詳細は第3章参照）。

本市では、調査の結果をもとに地震防災マップを発行し、市民への啓発を行ってきましたが、より大きな被害が見込まれている状況を踏まえ、地震防災マップの更新・配布を行います。



図表6-6 太田市地震防災マップ (令和3年4月)

③リフォームにあわせた耐震改修の誘導

バリアフリー化や省エネに関するリフォーム工事を実施する際、合わせて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。市が実施している「住宅リフォーム支援事業」との連携を行い、耐震改修を促します。

④空き家の利活用、除却の促進

今後見込まれる人口減少に伴い、空き家が増加することで、地震時の倒壊によって道路を閉塞し、周辺住民の避難を妨げるなど安全性の低下を招く恐れがあります。

所有者が明確で一定の管理がなされている空き家については、耐震化とあわせたリノベーションを行う等、地域の活性化にも資するような利活用や、空家除却に要する費用の一部に補助を行い、除却を促進しています。

6-3 特定建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 市有建築物に対する施策

①市有建築物の耐震化状況の公表

本市が所有する公共施設については、市民が安心して利用できるよう、耐震化の状況について公表を行います。

②指定避難所の耐震化

本市の指定避難所は、「太田市地域防災計画」により指定されており、指定避難所の主要施設は全て耐震化が図られています。今後は、指定避難所の適正な維持管理に努めます。

③非構造部材の脱落対策やエレベーター等の閉じ込め・落下防止の安全対策の実施

建物本体だけでなく、天井等の非構造部材の脱落対策や地震発生時にエレベーター・エスカレーター等が正常に動作するように設備の点検・更新を推進します。

（2）民間建築物に対する施策

①普及啓発の実施と相談体制の充実

耐震化状況を把握するため、旧耐震基準の建築物所有者に対し、ダイレクトメールによる耐震化に関する情報提供や耐震診断を促します。耐震診断の結果により耐震改修が必要と判断された場合には、耐震改修事例や費用の目安、減税・融資制度等の情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

②多数の者が利用する建築物に対する支援の検討

多数の者が利用する建築物の耐震診断・設計・耐震改修（建替・除却含む）に要する費用について、補助の検討を行います。

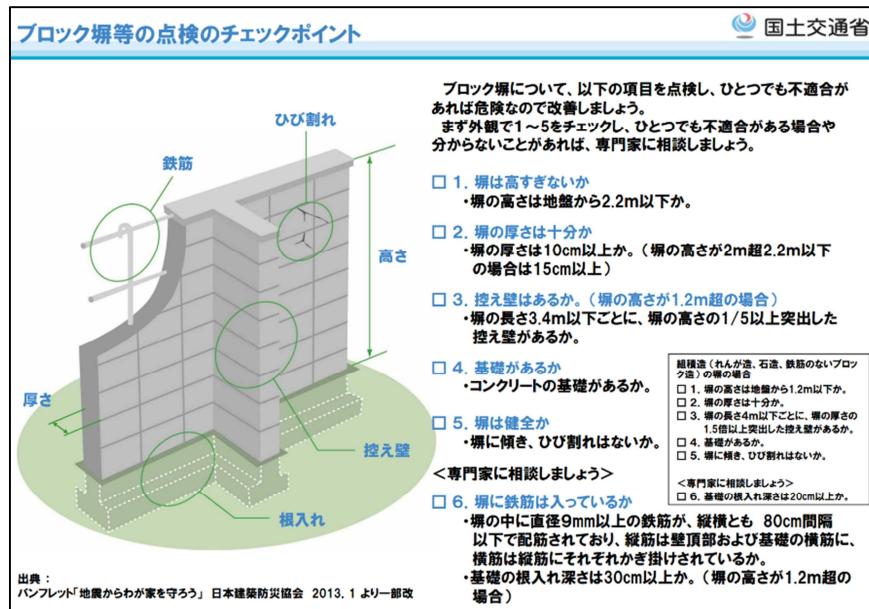
③耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）に対する支援

平成25年の耐震改修促進法改正により、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対し、その所有者などが行う耐震改修などに係る負担軽減のため、諸条件を満たす場合には、国による補助制度があり、所有者に対して適切な情報提供や、耐震化の指導や助言等の支援を実施します。

6-4 ブロック塀等の安全性確保の促進策

（1）ブロック塀等の実態把握と安全点検の普及啓発

地震発生時にブロック塀などが倒壊すると、下敷きになり死傷者が発生することや、避難や救援活動の際、道路通行に支障をきたすことが考えられることから、ブロック塀等の安全性について把握し、所有者に対し倒壊の危険性に対する啓発や、安全点検を実施する必要があります。そのため、通学路安全推進会議等の地域組織と連携して通学路等を中心に、危険ブロック塀等の実態把握に努めます。



図表6-7 ブロック塀等の点検のチェックポイント

出典：国土交通省

(2) ブロック塀等の安全確保に関する事業について (ブロック塀等撤去費補助事業)

危険な既存ブロック塀等の除却を推進するため、除却費用の一部を補助するブロック塀の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）を実施します。事業の対象となる道路（避難路）は、建築基準法第42条に規定する道路とします。

図表6-8 ブロック塀等撤去費補助事業の概要

補助対象
【対象となるブロック塀等】
1. 建築基準法で規定する道路に沿って設置されているもの
2. 高さが1.2mを越え、かつ長さが1mを越えるもの
3. 市のチェックポイントによる点検の結果、倒壊するおそれが高いことが確認されたもの
4. 建築基準法の規定に違反していないもの
【対象者】
(1) 自ら所有している方
(2) 世帯員全員が市税等を滞納していない方
補助金額
限度額5万円（撤去費用の2/3以内）

6-5 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の実施

(1) 対象の建築物

耐震改修促進法に基づき、既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導・助言を行なっています。

また、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け対象建築物）については、指示及び結果の公表を行います。

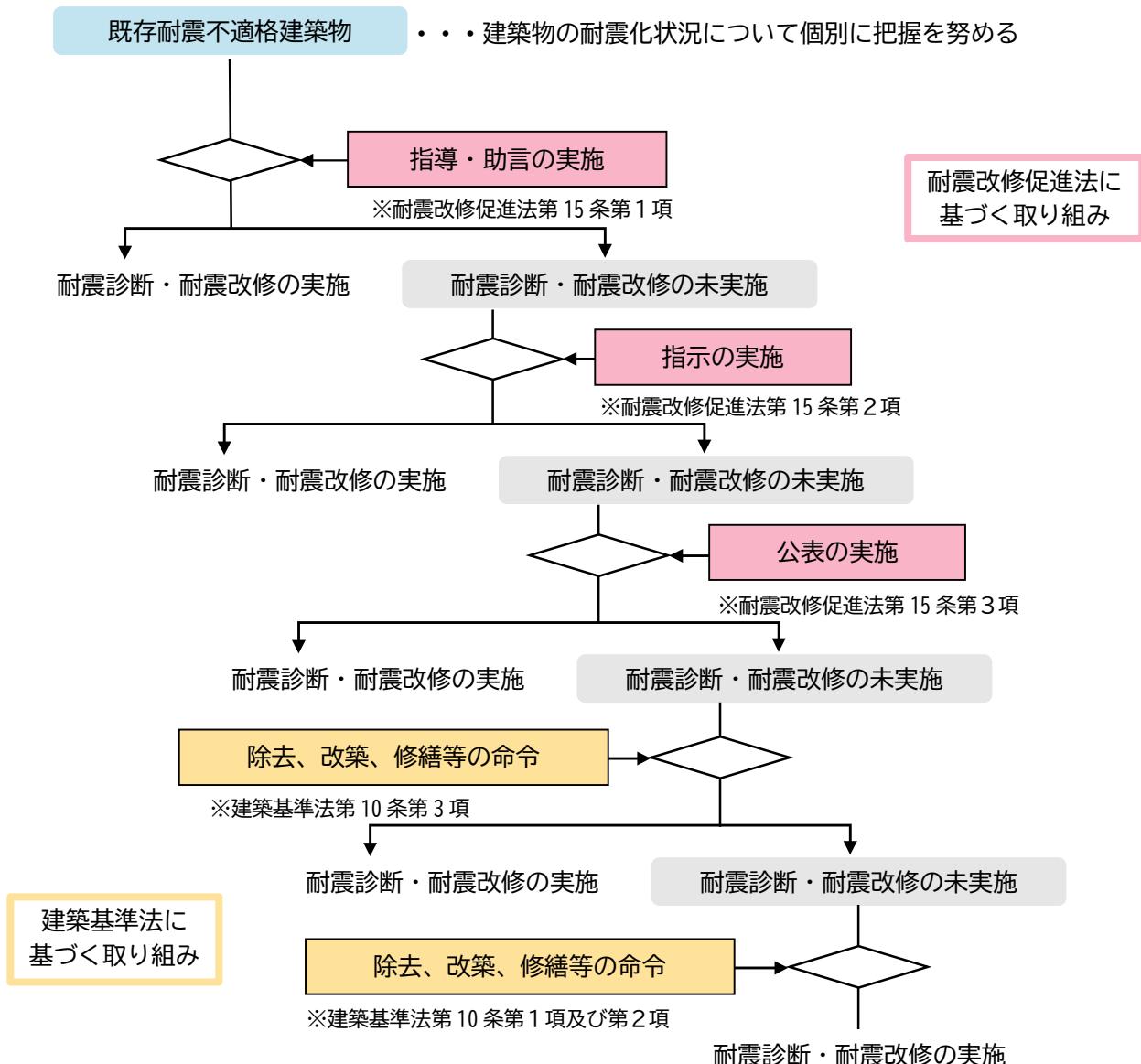
耐震改修促進法における耐震診断及び耐震改修の「指導・助言」、「指示（公表）」、「義務付け（結果の公表）」の対象建築物の要件は次のとおりです。

図表6-9 耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指導等の対象建築物

項目	対象建築物
指導・助言 (耐震改修促進法第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての既存耐震不適格建築物が対象
指示・公表 (耐震改修促進法第15条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの ○ 都道府県又は市が指定する避難路沿道建築物 ○ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの <p>※指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった場合、公表の対象となる（耐震改修促進法第15条第3項）。</p>
耐震診断の義務付け・結果の公表 (耐震改修促進法第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの ○ 要安全確認計画記載建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 (建物に附属するブロック塀等を対象に含む) ・ 県又は市が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 指導・助言・公表の流れ

損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、建築基準法第10条に基づく勧告・命令を行うことで、適切な耐震化を図ります。



図表6-10 耐震改修促進法に基づく既存耐震不適格建築物に対する指導等の流れ

6-6 耐震改修促進法の改正に伴う耐震化の施策

(1) 耐震改修計画の認定基準緩和及び容積率・建ぺい率等の特例措置

これまで、耐震改修計画の認定対象となる工事は、建物形状の変更を伴わない改築や、柱・壁の増設などに限定されていましたが、耐震改修促進法改正により、増築・改築などの制限が撤廃されました。また、耐震性を向上させる増築では、その耐震改修計画が所管行政庁からやむを得ないと認められた場合、容積率・建ぺい率の特例が適用される制度が平成25年に新設されています。

(2) 耐震性に係る表示制度（任意）

所管行政庁から、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、所有者がその旨を表示できる制度（右図：基準適合認定建築物マーク）です。

(3) 区分所有建築物の決議要件の緩和

所管行政庁から、耐震改修の必要性に係る認定を受けた区分所有建築物（マンションなど）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が、3/4以上から1/2超に緩和されました（区分所有法の特例）。

6-7 その他総合的な安全対策

(1) 家具の固定による転倒・落下防止策

住宅内において、家具が地震の揺れにより転倒・移動して負傷者が発生することを防止するため、家具の固定方法を本市のホームページで紹介する他、「太田市民のための防災マニュアル」を発行し、周知を行っています。

参考 URL：太田市ホームページ「家具の転倒・落下を防止する」

https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0050-004shimin-bouisai/quake_5.html

(2) 窓ガラス・屋外看板・大規模空間の天井等非構造部材の落下防止策

平成28年の熊本地震では、天井の高い屋内運動場などの天井材が落下する被害が多くみられました。また、窓ガラスが窓枠ごと落下するといった危険なケースも発生しています。ビルや店舗などの周辺において、屋外に取り付けてある看板や外壁タイルが落下する場合もあります。

これらの震災教訓をふまえ、天井や窓ガラス、看板などの取り付け箇所を点検し、現行の基準に合っていない危険箇所に対して、改修を行うよう指導・啓発を行います。



図表6-11 基準適合認定建築物マーク

出典：日本建築防災協会

(3) エレベーター・エスカレーター等の閉じ込め・脱落防止対策

東日本大震災では、エレベーターの緊急停止による閉じ込めが多数発生し、加えてエレベーター、エスカレーターの脱落事故も発生しています。

震災教訓や今後の災害予測をふまえ、通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備、脱落防止対策について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携した取り組みを促進します。

(4) 事業所における設備機器・什器類の転倒・落下・飛散防止対策

阪神・淡路大震災において、事業所で、機器・什器類の転倒により死傷者が発生しました。この教訓をふまえ、事業所における震災時の転倒・落下・飛散防止対策に活用できる融資制度の情報を提供し、安全対策の促進を支援します。

参考 URL：日本政策金融公庫ホームページ「防災・環境対策資金」

https://www.jfc.go.jp/finance/search/35_shoboshikin_m.html

第7章 建築物の耐震化促進のための体制づくり

7-1 市民、行政、事業者の役割分担

(1) 基本的な考え方

住宅や特定建築物の耐震化を進めるためには、所有者が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の課題としてとらえ、主体的に取り組んでいくことが重要です。

耐震化促進の主役は市民であり、行政は市民の取り組みの促進・支援を行います。

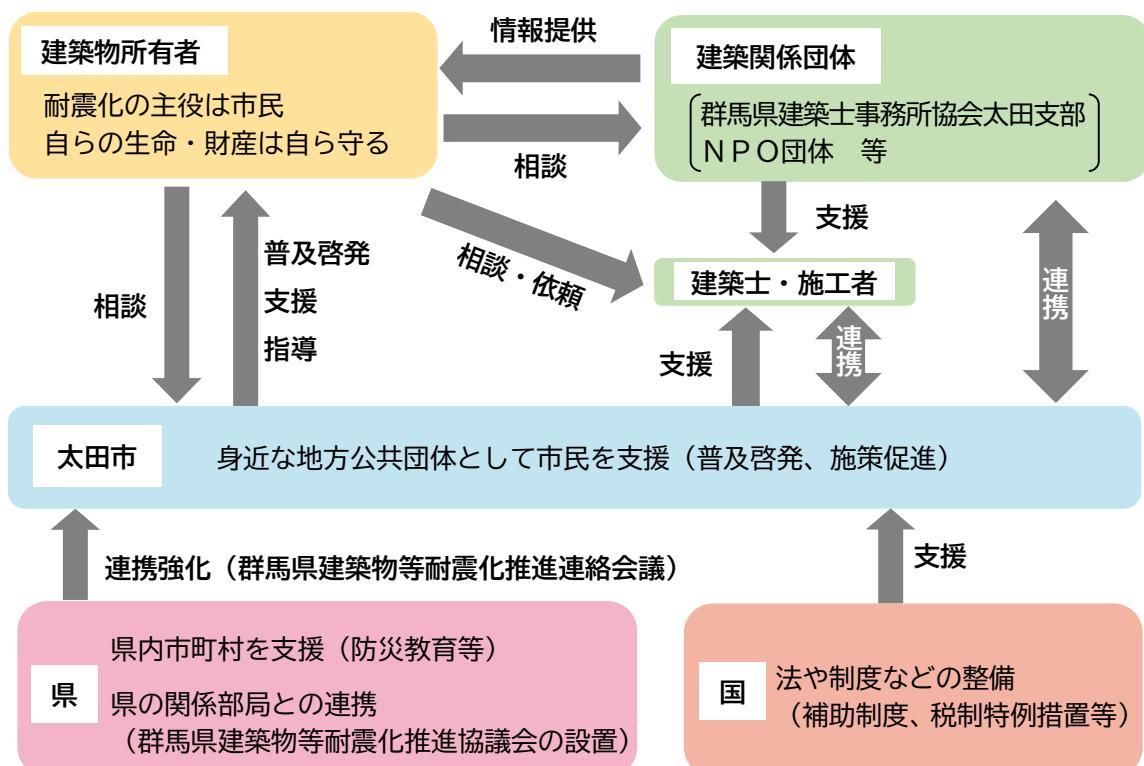
また、建築士、施工者などの事業者が活躍できる環境整備を図ります。

(2) 役割分担

本市は、所有者の取り組みを支援するため、住宅などの耐震化の必要性や耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や耐震化促進の環境づくり、資金面での支援など、耐震化促進において市民にもっとも身近な行政組織として、相談・支援する体制づくりを進めていきます。体制づくりにおいては、国や県、関係団体等との連携・協力を深めていきます。

県では、市町村との連携強化を図るため「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※」を設置しており、本計画の実効性の確保のための計画的な耐震化を促進していることから、本市においても県との更なる連携強化を図ります。

※群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図る。



図表7-1 耐震化推進の役割分担イメージ

第四期 太田市耐震改修促進計画

発行 太田市

(令和8年4月)

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市 都市政策部 建築指導課